

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

令和 6 年 5 月 21 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13345

研究課題名（和文）家庭裁判所が主導する多機関連携の理論の構築及び運用の促進

研究課題名（英文）To promote the development and operation of a theory of multi-agency collaboration under the leadership of the Family Court.

研究代表者

大貝 葵 (OGAI, A01)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：90707978

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：非行のある少年は複合的な問題を抱えている。この複合的問題に対しては、多機関で連携して対応していく必要性が指摘されている。現行の家庭裁判所では、児童福祉や医療機関、教育機関との理念や制度の齟齬により相互理解が進まず連携にまで至っていない。フランスにおいては、少年司法保護局が、連携の主体となることが法律上も規定され、また、実効的に動ける仕組みが構築されている。連携の責任主体を明確にすること、および、連携のための機関間相互に用いるファイルの様式を整えることで、機関相互の役割を確認する制度が重要であることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

非行少年の社会復帰に向けた連携のあり方については、アメリカ、ドイツなど、海外との比較法研究も盛んである。本研究は、フランスにおける制度との比較を行った点で学術的意義がある。フランスとの比較研究を通じて、日本でも司法機関が主体となって連携を進めていく方法につき、新たな知見を提供した。また、その際、家庭裁判所調査官が連携を進めていく上での、責任主体の定め方および書類の作り方につき提案を行っているという点で、実装的である。

さらに、本研究では、司法と福祉の連携の在り方を、非行のある少年にフォーカスし、「家庭裁判所が連携を主導する」意義を、処分決定との関係から明らかにした点で、学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In Japan's juvenile justice system, the project aims to enhance support for juvenile recovery by working with multiple agencies and professions. In the field of juvenile justice, the need for such a system has also been emphasized. Now, at the procedural stage of the family court, cooperation with the private sector has not progressed. In addition, cooperation with child guidance centers and welfare and educational institutions is hampered by a lack of mutual understanding.

To solve the above issues in Japan, collaboration in French juvenile justice was analyzed. The French juvenile justice system has special institutions. Especially, the Juvenile Justice and Probation Department (PJJ), an agency specializing in helping juveniles recover, has been established within the Ministry of Justice. PJJ takes an active role in multi-agency coordination. In this way, clarifying the division of roles and responsibilities is an important essence in collaboration.

研究分野：少年法

キーワード：少年司法 連携 非行 主体的克服

## 1. 研究開始当初の背景

全刑事司法領域において、再非行および再犯の防止のためには、刑罰ではなく、対象者に対する福祉、医療、生活再建等様々な支援を踏まえた多角的な取り組みが必要であることが共通の理解とされてきた。これは、刑罰による形式的な解決とは別に、犯罪・非行の実体的解決のためには、福祉的、医療、教育等との連携による取り組みが必要であるということである。少年司法の領域においても、家裁と児童福祉のみならず、小児精神科や地域支援を提供する社会資源等との多機関連携や協働の必要性及びその具体的あり方が、改めて自覚に検討され始めていた。但し、刑事司法及び少年司法における福祉的支援の展開のための多機関連携についての自覚的検討は始まったばかりであり、必ずしもその理論及び運用が確立されているわけではなかった。さらに、家庭裁判所という保護処分を判断を行う機関における連携は、必ずしも円滑には運用されていない状況もあった。理論的も実務的にも、少年司法の領域における多機関連携は、検討の途上にあったと言える。

## 2. 研究の目的

そこで、少年司法制度の中でも、家裁が主導する複数機関による連携(多機関連携)のあり方の解明するべく、家庭裁判所主導の多機関連携の理論考察を第一目的に、他方で、多機関連携の運用のあり方を、現実的課題に即しつつ検討することを第二目的とした。家裁にフォーカスする理由は、家裁が、処分決定機関であるからである。家裁と多機関との連携が円滑にいくことで、少年にニーズにあわせた支援が提供可能となり、結果的に、処分の内容にも影響が生じることが期待できたからである。

## 3. 研究の方法

ただし、日本の家庭裁判所での多機関連携は、必ずしも、裁判所が主導するものではなく、弁護士付添人によるところが大きかった。現在もその運用は継続している。そこで、司法機関が主体的に連携を進めていく枠組みを持つ、フランス少年司法制度を参考とすることで、日本における制度のための理論構築、および、運用に向けた課題の検討などを行うこととした。

理論構築については、日本の少年法の理念と多機関連携との関係性、歴史的な文脈における機関間相互の関係性、および、管轄権限を意識した連携のあり方など、日本国内の法制度から検討を行うとともに、フランスにおける多機関連携の理念等を参照とすることにした。

運用に向けた検討に際しては、フランスの法制度およびその運用を参考とすることにした。特に、機関間相互の理解不足、資源不足、裁判所の性質という3つの視点から、フランスの実務を検討し、知見を得ることとした。

## 4. 研究成果

家裁が主導する多機関連携の理論については、家裁の創設時に示された5つの性質のうち、民主的性格、社会的性格との関連性や確認できた。少年法1条は、少年の保護については、環境の調整によることを定めているところ、環境の調整は、社会資源が人間関係資本といった社会とのつながりの中で少年への働きかけを行うことを当然の前提にしている。このような社会の中で、社会とのつながりの中で、家裁は少年が立ち直っていく支援を行うことは、まさに、家裁が、社会資源、つまり、多機関との連携に基づいた支援の提供を行っていくことを意味している。

しかし、家庭裁判所が主導する意義については、保護処分の決定との影響は大きいものの、社会資源との関係性を強化するには、裁判所の公平性および中立性から問題があることも家裁から提示された。さらに、家裁の人事異動による資源との接続には実務的な問題が生じていた。理念および運用上の課題については、一見明らかであるように思われるが、問題の核心は必ずしも明示されていなかったこともわかる。

まず、フランスにおける連携において、以下の特徴を確認することができた。第一に、少年司法機関の専門性である。特に、少年係判事および少年司法保護局は、少年の特性や犯罪特性において秀でた専門性を持つ。その専門性を担保するべく、司法官に対する研修の充実があることを明らかにできた。フランスにおける専門家研修は、2011年の欧州評議会の勧告を受け、子どもと家族に適合的なソーシャルサービスの発展をフランスにおいても実現するための1つの方法として導入されている。このソーシャルサービスの発展こそ、多機関連携によることで実現されることが確認されている。但し、多機関が連携するためには、各機関が用いる言語や知識を共有することが必要となる。そのために、司法官が、多機関との連携に要する共通の知識や言語を獲得し、「少年」との対話を可能とするための専門的技術や知識を要するための新たな研修を2019年度に制度化した。このような課題を抱えつつも、フランスにおいては、多機関連携の制度化に向けた取り組みが始まっていた。

他方で、日本における課題をより具体化した。家庭裁判所において、機関連携が進まない弊害

を、家庭裁判所から出されている判例をもとに明らかにした。少年たちは、家族を含め環境の調整、すなわち、身元の引き受けが準備できれば社会内での処遇による働きかけにて立ちお直っていくことができる。しかし、環境の調整が整わない場合には、施設への収容も検討される。しかし、家庭に問題があることも多いうえ、家庭裁判所が有する社会資源の数も限られており、環境調整が整わない事例も散見される。その結果、少年たちは、施設への収容を余儀なくされているという課題がある。

そこで、家庭裁判所における多機関連携実務を発展させるために、家庭裁判所における多機関連携を阻害する要因を、先行研究に基づきつつ、聞き取り調査を通じて明らかにした。多機関連携を阻害する要因として、大きく分けて2つある。一つは、家庭裁判所内部の問題として、調査官の官僚的統制による問題がある。昨今の厳罰化の傾向を受け、非行要因の除去という狭い視点からのケースワークに終始する傾向が助長されることにより、連携先となる機関の選定もきわめて限定的なものとならざるを得なくなっている。もう一つは、機関相互の理解不足が挙げられる。各機関は行政及び民間を含め、管轄権限が異なる主体により運営されている。そのため、縦割り行政の弊害を含め、機関間相互の理解が進まず、結果的に、連携が進まない現状がある。

このような日本における実務上の課題解決に向けた示唆は、フランスにおける多機関連携の理念およびその実務のあり方から得ることができた。2014年の通達で強調されるに至ったが、フランスにおいては、「子どもの保護の一貫性を保障する」という理念に基づき、少年司法保護局が、主体的に行政及び民間の団体との機関連携を進めている。フランスでは、少年の保護や支援は、社会における資源を原則としている。仮に、少年が司法に係属されるまでに保護や支援の対象となっていれば、その支援等を継続させていくことを前提に、少年司法保護局が介入することになる。少年司法保護局は、司法上の決定や手続きが、それまで、少年が受けてきた支援を阻害しない形で進めていけるように、連携を主導し、介入をしていくべきことも、通達を通じて明確化された。同時に、連携に際して、共通言語や共通指標による少年のアセスメントが可能なように、各機関相互に使用可能な評価軸の策定も進められている。さらに、情報の円滑な共有と獲得を目的として、電子ファイルの作成も進んでいた。

その後、2021年9月末に新たな少年刑事司法法典が制定されることをきっかけに、少年司法保護局が、少年刑事司法の手にある少年の支援についての多機関連携は、少年司法保護局の各ユニットおよびサービスの長が責任主体として行うことが明示されるに至った。各長は、外部資源との連携につき協定を結び資源の開拓を行っていくことが法律上明示された。各サービスやユニットがもつ社会資源は一覧表にまとめられ、少年を担当するそれぞれのエデュカトゥールが、利用できる社会資源とつながっていけるような仕組みも作られている。

また、理念は、少年の保護の一貫性の理念が、少年司法保護局のストラテジーにおいても明示され、引き継がれている。

加えて、連携のための各種のファイルが確立されている。それぞれのサービスや法官がアクセスできるように、Parcours という電子ファイルが確立され、少年にそれまでにかかわってきた機関やサービスを把握し、そこで、いかなる支援を受けてきたのかをより円滑に把握できる仕組みが整えられた。このParcoursは、どの情報にだれがアクセスできるのかについて、規則レベルで細かく定められており、守秘義務に抵触しないような制度設計とされている。

このようなフランス取組から、日本における示唆として、以下のことが明らかである。第一に、少年司法制度における多機関連携の理念が共有されており、少年の保護の一貫性に向けて、裁判官および少年司法保護局が多機関連携の必要性和意義を強く意識できている。日本においては、その必要性は意識できても、少年の再犯防止のためなのか、要保護性の低減のためなのかなど、多機関連携を進めていく理念の共有ができていないことが明らかである。その点、今後は、日本の少年司法における多機関連携を、「少年の成長発達権」との関連から、整理し明示する必要性がある。

日本における多機関連携の運用上の課題としては、まさに、それを制度として確立する方法論についての議論が明らかに不足していることがわかる。だれが、どのように多機関との連携を主導するのかについても、必ずしも明示されていない。通達レベルでは、家裁の主任調査官が連携に向けて積極的に活動する旨明示されているものの、あくまで通達レベルであり、また、その方法論については示されていない。その点、フランスでは、連携協定を結ぶこと、その責任主体、連携協定のためのフォーマット等、実務レベルでの多機関連携を進めるための制度が確立されつつある。このように、仮に、家庭裁判所が多機関連携を主導するならば、そのための制度化に向けて、責任主体や連携協定の結び方、連携の活用の方法などを確立していくことも一つの方法である。

さらに情報の共有および用語の共通理解等、多機関での共通のファイルの構築が多機関連携を促進する要因となることも明らかである。守秘義務の壁が厚いことは十分承知できるものの、少年の同意をとることで開示できる情報を整理し、多機関との連携を円滑に進めるためのファイルの作成について、検討する価値は十分にある。

以上の通り、課題は多いもの、日本が多機関連携を促進するための方法論が相当程度明らかになったと言える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 19件）

1. 著者名 井上 宜裕、大貝 葵	4. 巻 90
2. 論文標題 少年刑事司法法典に関する国民議会調査報告書（2）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 235～248
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/7172641	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵、井上 宜裕	4. 巻 90
2. 論文標題 少年刑事司法法典に関する国民議会調査報告書（1）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 221～238
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/7152030	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵、井上 宜裕	4. 巻 90
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達（五・完）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 126～106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/7152023	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵、井上 宜裕	4. 巻 89
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達（四）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 210～193
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/6771953	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 32
2. 論文標題 特定少年に対する保護処分の性質と決定手続き	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 3-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵、井上 宜裕	4. 巻 89
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(三)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 222 ~ 211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4845521	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 61
2. 論文標題 非行少年処遇の充実	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 250 265
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 = 井上 宜裕	4. 巻 89 (1)
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(二)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 333 344
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4796026	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 503
2. 論文標題 法学を旅する「地域の中で社会復帰する」ということ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 = 井上 宜裕	4. 巻 89 (2)
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達 (三)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 211 222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4845521	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 = 井上 宜裕	4. 巻 89 (4)
2. 論文標題 少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達 (四)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 193 210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/6771953	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 64巻2号
2. 論文標題 フランス少年刑事司法法典	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 299-322
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24517/00065581	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 234号
2. 論文標題 少年司法手続きにおける検察官の専門性と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 64-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 395号
2. 論文標題 一時保護中の少年による児童相談所職員への障害事件において、原決定が少年のも大生及び要保護性に関する基礎事情を十分に明らかにしておらず、または、それを一面的に評価していることを理由に第1種少年院送致を決定したとして、原決定を取り消し、差し戻した事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 428-450
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014831	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 88巻3号
2. 論文標題 少年刑事司法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九 九五〇号を追認する二〇二一年二月二六日の法律第二〇二一 二一八号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 17-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4741336	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 88巻号
2. 論文標題 フランス少年刑事司法典 二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九 九五〇号 (四)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 13-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4485649	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -



1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 63(2)
2. 論文標題 少年事件担当裁判官に求められる専門性：フランスにおける新たな研修制度を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 65-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24517/0006146500061465	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵	4. 巻 34
2. 論文標題 幼少期体験から捉える非行少年の立直り支援：家庭裁判所調査官の社会調査を活用した検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 発達科学研究教育センター紀要	6. 最初と最後の頁 35-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 86(4)
2. 論文標題 フランス少年刑事司法法典：二〇一九年九月一一日のオルドナンス第二〇一九-九五〇号(一)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 57-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/2800492	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 86(4)
2. 論文標題 少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達(4・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 77-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/2800493	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 87(1)
2. 論文標題 フランス少年刑事司法法典：二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九-九五〇号(二)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 37-56
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4061278	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大貝 葵 井上 宜裕	4. 巻 87(4)
2. 論文標題 フランス少年刑事司法法典 二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九 九五〇号 (三)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 25-44
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4370932	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 大貝 葵
2. 発表標題 特定少年に対する支援
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大貝 葵
2. 発表標題 非行少年に対する「環境調整」から分析する「改正」少年法
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大貝 葵
2. 発表標題 非行少年処遇の充実
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大貝 葵
2. 発表標題 非行少年に対する処遇の充実
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 服部朗	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 356
3. 書名 融合としての少年法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------